

# 鹿 児 島 県 公 報

平成25年6月7日（金）第2912号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 鳥獣保護区特別保護地区の指針案の縦覧（自然保護課取扱い） 1
- 鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（※）（森林経営課取扱い） 2
- 保安林の指定（3件）（森づくり推進課取扱い） 3
- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（森づくり推進課取扱い） 4
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（社会福祉課取扱い） 5
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（社会福祉課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）（障害福祉課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（2件）（障害福祉課取扱い） 6
- 肥料の登録（食の安全推進課取扱い） 7
- 平成25年度地籍調査事業計画の変更（農地保全課取扱い） 7
- 地籍調査の成果の認証（農地保全課取扱い） 8
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（6件）（南薩地域振興局取扱い） 8
- （北薩地域振興局取扱い） 8
- （始良・伊佐地域振興局取扱い） 9
- （大隅地域振興局取扱い） 9
- （熊毛支庁取扱い） 10
- （大島支庁取扱い） 10

### 公 告

- 一般競争入札公告（情報政策課取扱い） 11
  - 鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催公告（自然保護課取扱い） 14
- 公 安 委 員 会 公 告**
- 警備業貴重品運搬警備業務1級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 14

## 告 示

### 鹿児島県告示第669号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定による特別保護地区の指定をしたいので、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（7において「指針案」という。）を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 特別保護地区の名称  
宮之浦岳鳥獣保護区特別保護地区

## 2 特別保護地区の区域

屋久島森林管理署国有林93林班ほ及びイの各小班，94林班は及びイの各小班並びに97林班の区域

## 3 特別保護地区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで（10年間）

## 4 特別保護地区の保護に関する指針の案

## (1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地

## (2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は，屋久島の中央部に位置し，スギ，モミ，ツガ，ヒノキなどの針葉樹に混じって，常緑広葉樹のヤマグルマ，落葉広葉樹のハリギリ，ヒメシャラなど変化に富んだ林相となっている。このような自然環境を反映してミソサザイ，ズアカアオバト，ヤクシカ，ヤクシマザルを始めとする多様な鳥獣が生息している。また，当該区域は，九州最高峰の宮之浦岳の南東部に位置することから，渡り鳥の中継地として重要な箇所となっている。このため，当該区域を鳥獣保護区特別保護地区として引き続き指定し，当該区域内に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

## 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所

(1) 鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番1号）

(2) 熊毛支庁屋久島事務所農林普及課（熊毛郡屋久島町安房650番地）

## 6 縦覧期間

平成25年6月7日から同月20日まで（2週間）

## 7 意見書の提出等

## (1) 意見書の提出

指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は，6に規定する期間が経過する日までの間に，知事に指針案についての意見書を提出することができる。

## (2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課又は熊毛支庁屋久島事務所農林普及課

**鹿児島県告示第670号**

鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県造林事業補助金交付要綱（昭和63年鹿児島県告示第643号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号を次のように改める。

(4) 森林環境保全直接支援事業のうち下刈及び倒木起こしに係るもの 森林環境保全整備事業計画に基づいて行われるものであつて，森林経営計画等に基づかないで行われるとき。

第2条第1項第5号イ中「森林所有者」を「当該森林の所有者」に改め，同号を同項第6号とし，同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 環境林整備事業（公的森林整備に限る。） 次のア又はイに掲げる事業主体（別表に規定する事業主体をいう。以下この号及び次号において同じ。）の区分に応じ，それぞれ当該ア又はイに掲げる場合

ア 市町村 当該市町村が自ら所有する森林以外の森林で当該事業を行う場合であつて当該森林の所有者と協定を締結したとき，又は寄附，分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第3項に規定する分収林契約の解除等により公有化した森林で当該事業を行う場合

イ 市町村以外の事業主体 当該事業主体が自ら所有する森林以外の森林で当該事業を行う場合であつて，地方公共団体及び当該森林の所有者と協定を締結したとき。

別表の1の部キ中「（以下「間伐の作業」という。）」を削り，同部事業主体の欄中「又は

樹下植栽等」を「，樹下植栽等，下刈又は倒木起こし」に改め，同表の2の部(1)の項中

「広葉樹林化等整備」を「公的森林整備」に改め，同項ケ中「キ」を「ク」に改め，同項ケを同項コとし，同項クの(㊦)中

「キ」を「ク」に改め，同項中クをケとし，キをクとし，カの次に次のように加える。

キ 間伐	適正な密度管理等を目的としてⅩⅡ齢級以下の林分で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰	不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰に要する経費
------	--	--------------------------------

別記第1号様式注1及び別記第2号様式注1中「広葉樹林化等整備」を「公的森林整備」に改める。

附 則

- 1 この要綱は，平成25年6月7日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県造林事業補助金交付要綱の規定は，平成25年6月7日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し，同日前に交付の決定がなされた補助金については，なお従前の例による。

鹿児島県告示第671号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
垂水市新城字寺宇都3315番から3317番まで，3320番，3321番，3321番乙
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は，択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第672号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 保安林の所在場所

出水郡長島町川床字柊之木1683番10, 字奈女川1686番, 1687番2, 1688番1, 1689番1, 1690番, 1691番, 1692番1, 1693番から1696番まで, 1696番1, 1698番1, 1699番1, 1699番2, 1699番5, 1699番7, 1700番24, 1700番29, 1721番3, 1721番5, 1721番13, 1722番, 1723番, 1723番1, 1723番2, 1724番, 1725番, 1729番1, 1729番3, 1729番4, 1729番14

## 2 指定の目的

干害の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第673号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により, 次のとおり保安林として指定する。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 保安林の所在場所

出水郡長島町獅子島字達手具1956番, 1960番, 1982番, 1982番1, 1987番, 1987番1から1987番3まで, 1988番6, 1988番7, 1989番1から1989番5まで, 1990番, 1995番

## 2 指定の目的

干害の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第674号**

平成25年4月23日鹿児島県告示第488号（以下「告示第488号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので, 森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により, その通知の内容を錦江町役場に掲示するとともに, その要旨を告示する。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 所在が不分明な者の氏名

勝野助市

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

肝属郡錦江町神川字城ヶ崎69番

## (2) 変更後の指定施業要件

告示第488号の変更後の指定施業要件のとおり

## 鹿児島県告示第675号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた柔道整復師から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
馬場利之	健康道入舟整骨院 奄美市名瀬入舟町3-20	平成25年4月9日

## 鹿児島県告示第676号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
大山奈々瀬	健康道入舟整骨院 奄美市名瀬入舟町3-20	平成25年4月9日

## 鹿児島県告示第677号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
前田こころとからだのクリニック	出水市本町6番10号	平成25年6月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第678号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
永里サクラ薬局	南九州市知覧町永里6163-1	平成25年6月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第679号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
いこまクリニック	鹿児島市武一丁目27-11	平成25年 6月1日	精神通院医療
溝口内科医院	鹿児島市山田町367	平成25年 6月1日	精神通院医療
医療法人明輝会内村川上内科	鹿児島市川上町2750番地18	平成25年 6月1日	精神通院医療
医療法人謙和堂松崎内科ひふ科	日置市伊集院町大田798番地1	平成25年 6月1日	精神通院医療
多愛病院	西之表市西之表7627-1	平成25年 6月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第680号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ほんまち薬局	南さつま市加世田東本町14-19	平成25年 6月1日	精神通院医療
東山調剤薬局	薩摩川内市横馬場町2-9	平成25年 6月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第681号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
メディポリスがん粒子線治療研究センター 指宿市東方4423番地	名称	財団法人メディポリス医学研究財団がん粒子線治療研究センター	メディポリスがん粒子線治療研究センター	精神通院医療

## 鹿児島県告示第682号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
			変 更 前	変 更 後	
公益社団法人始良地区医師会 霧島市隼人町内山田一丁	始良地区医師会訪問看護ステーション 霧島市隼人町内山田	事業所の名称	始良郡医師会訪問看護ステーション	始良地区医師会訪問看護ステーション	精神通院医療

目 6 番62号

一丁目 6 番52号

鹿児島県告示第683号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1299号	平成25年5月29日	平成31年5月28日	蒸製骨粉	S K F 国産蒸製骨粉-2	窒素全量 3.0 りん酸全量22.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	サンフィード工業株式会社	曾於市末吉町南之郷396番地1

鹿児島県告示第684号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成25年度地籍調査事業計画（平成25年4月26日鹿児島県告示第531号をもって公示）の一部を平成25年5月23日付けで次のとおり変更した。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	変更の内容		
			変更事項	変更前	変更後
垂水市	垂水市二川，牛根境，高城及び新城の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	調査地域	垂水市二川，牛根境及び高城の各一部	垂水市二川，牛根境，高城及び新城の各一部
南さつま市	南さつま市笠沙町片浦及び笠沙町赤生木の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	調査地域	南さつま市片浦及び赤生木の各一部	南さつま市笠沙町片浦及び笠沙町赤生木の各一部
奄美市	奄美市笠利町大字川上，笠利町大字用，笠利町大字節田，笠利町笠利，笠利町大字和野，名瀬大字知名瀬，名瀬大字小湊，住用町大字市，住用町大字見里，住用町大字川内及び住用町大字石原の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	調査地域	奄美市笠利町大字川上，笠利町大字用，笠利町大字節田，笠利町大字和野，名瀬大字知名瀬，名瀬大字小湊，住用町大字市，住用町大字見里，住用町大字川内及び住用町大字石原の各一部	奄美市笠利町大字川上，笠利町大字用，笠利町大字節田，笠利町笠利，笠利町大字和野，名瀬大字知名瀬，名瀬大字小湊，住用町大字市，住用町大字見里，住用町大字川内及び住用町大

					字石原の各一部
十島村	十島村中之島の一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	調査地域	なし	十島村中之島の一部
伊仙町	伊仙町伊仙，木之香，馬根及び中山の各一部	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	調査地域	伊仙町伊仙，木之香及び馬根の各一部	伊仙町伊仙，木之香，馬根及び中山の各一部

## 鹿児島県告示第685号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により，次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
龍郷町	平成23年6月3日から平成24年11月12日まで	地籍図及び地籍簿	龍郷町秋名及び久場の各一部	平成25年5月23日
伊仙町	平成23年5月31日から平成24年11月12日まで	地籍図及び地籍簿	伊仙町目手久の一部	平成25年5月23日

## 南薩地域振興局告示第8号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年6月7日

南薩地域振興局長 森秀樹

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
わかば	指宿市湯の浜一丁目15番26号	社会福祉法人あすなる福祉会	南九州市顚娃町上別府字西場6543番	山本 森満	平成25年4月1日	放課後等デイサービス

## 北薩地域振興局告示第14号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年6月7日

北薩地域振興局長 萩 亮

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
阿久根市子ども発達支援センターこじか	阿久根市赤瀬川3948番地7	阿久根市	阿久根市鶴見町200番地	西平 良将	平成25年4月1日	児童発達支援
児童デイサービスひだまり	出水市向江町11番27号	出水市	出水市緑町1番3号	渋谷 俊彦	平成25年4月1日	児童発達支援
薩摩川内市子ども	薩摩川内市永利	薩摩川内市	薩摩川内市神田	岩切 秀雄	平成25年	児童発達



も発達支援センターつくし園 (児童発達支援センター)	町4107番地2		町3番22号		4月1日	支援
薩摩川内市子ども発達支援センターつくし園 (児童発達支援事業施設)	薩摩川内市永利町4107番地2	薩摩川内市	薩摩川内市神田町3番22号	岩切 秀雄	平成25年4月1日	児童発達支援
発達支援センタークオランビノー	薩摩郡さつま町山崎1166番地	社会福祉法人クオラ	薩摩郡さつま町船木2315番地1	松下 兼一	平成25年4月1日	児童発達支援

## 始良・伊佐地域振興局告示第18号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年6月7日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
企業組合労協センター事業団国分地域福祉事業所ほのぼの児童デイサービス	霧島市国分中央一丁目9番28号	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋三丁目1番2号光文社ビル6F	藤田 徹	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
霧島市国分ひまわり園	霧島市国分中央三丁目33番10号	霧島市	霧島市国分中央三丁目45番1号	前田 終止	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
横川町療育センターぽっぽくらぶ	霧島市横川町上ノ5226番地1	社会福祉法人至宝福祉会	霧島市横川町上ノ4503番地1	前原 寛	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス

## 大隅地域振興局告示第15号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年6月7日

大隅地域振興局長 三角浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
わんぱくクラブ未里	鹿屋市田崎町2345番地2	株式会社ヴィレッジ	鹿屋市寿五丁目14番25号	内野 匡章	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス

児童発達支援事業おひさまキッズ	鹿屋市海道町156番地	社会福祉法人愛光会	鹿屋市有武町855番地3	指宿 興一	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
発達支援センターひまわりクラブ	曾於市末吉町岩崎425番地	社会福祉法人めぐみ会	曾於市末吉町諏訪方5105番地	徳留 紀寿	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
にこにこはうす	志布志市志布志町帖6571番地9	社会福祉法人愛泉福祉会	志布志市志布志町帖6565番地1	吉徳 伸一	平成25年4月1日	児童発達支援
こどもサポートセンタースマイルあいせい	曾於郡大崎町菱田字宇都口3596番地	社会福祉法人愛生会	曾於郡大崎町菱田字宇都口3596番地	新平 金道	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス

## 熊毛支庁告示第6号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年6月7日

熊毛支庁長 堂前博文

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ガリレオ	西之表市西之表9909番地3	特定非営利活動法人こすも	熊毛郡中種子町納官6079番地	松岡 勝廣	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
すまいるキッズ	熊毛郡中種子町増田3842番地2	社会福祉法人暁星会	熊毛郡中種子町野間6584番地1	橋口 勝	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス

## 大島支庁告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年6月7日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
のぞみ園	奄美市名瀬佐大熊町11番3号	社会福祉法人聖隷福祉事業団	静岡県浜松市中区住吉二丁目12番12号	山本 敏博	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス

障害児通所支援事業所ここ	大島郡瀬戸内町古仁屋船津26番地	社会福祉法人幸喜会	大島郡瀬戸内町勝能887番地	町田 重孝	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
発達支援センターあおぞら園	大島郡徳之島町亀津5000番地2	社会福祉法人宏徳福祉会	大島郡徳之島町亀津3334番地	常山太一郎	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
子ども療育センターのびのび	大島郡和泊町大字和泊字城當884番地3	社会福祉法人和泊町社会福祉協議会	大島郡和泊町大字和泊字石川平39番地3	竿田 富夫	平成25年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

## 公 告

### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量  
業務用パソコンの賃貸借 1,515台
- (2) 借入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成25年9月30日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
平成25年10月1日から平成30年9月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する

暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(4) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成25年7月9日午後5時までに3の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

### 3 入札の方法等

#### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (2) 入札書の提出場所

鹿児島県企画部情報政策課システム開発係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

#### (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

#### (4) 入札書の提出期限

平成25年7月17日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

#### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年7月18日午後2時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎2階）会議室2-B-1

#### (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㊦) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成25年6月28日午後5時

### 4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

- 5 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
  - (2) 契約保証金  
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。  
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- 7 入札の無効  
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
  - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
  - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
  - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
  - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
  - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格  
設定しない。
- 10 契約書案の提出  
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県企画部情報政策課システム開発係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-2393  
ファックス番号 099-286-5527
- 12 その他  
この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 13 SUMMARY
  - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Personal computer for general working:1,515
  - (2) DELIVERY PERIOD:  
30 September 2013
  - (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the bid explanation form

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:00 p.m. 17 July 2013
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Information Policy Division  
Planning Department  
Kagoshima Prefectural Government  
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
TEL 099-286-2393  
FAX 099-286-5527
- .....

鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、鳥獣保護区特別保護地区の指定についての公聴会を次のとおり開催する。

平成25年6月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 日時  
平成25年7月3日（水）午後2時から
- 2 場所  
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎別館2階第1会議室（熊毛郡屋久島町安房650番地）
- 3 案件  
宮之浦岳鳥獣保護区特別保護地区（区域 屋久島町の一部、期間 10年間）の指定について

## 公安委員会公告

警備業貴重品運搬警備業務1級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業貴重品運搬警備業務1級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成25年6月7日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 1 検定の種別及び級の区分  
貴重品運搬警備業務1級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時  
平成25年9月11日（水）午前9時から午後5時まで。ただし、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。
  - (2) 実施場所  
宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）
  - (3) 受検定員  
30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
  - (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの
- 4 検定の方法及び内容

- (1) 学科試験
  - ア 警備業務に関する基本的な事項
  - イ 法令に関すること。
  - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
  - エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
  - オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
  - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
  - イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
  - ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア 期間  
平成25年7月30日（火）から同年8月9日（金）まで（県の休日を除く。）
    - イ 時間帯  
午前8時30分から午後5時まで
  - (2) 提出書類
    - ア 検定規則別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通
    - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
    - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
    - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
    - オ 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書及び当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)に該当する場合に限る。） 1通
    - カ 貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(2)に該当する場合に限る。） 1通
  - (3) 申請先及び申請方法
    - ア 申請先  
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
    - イ 申請方法  
受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）
- 6 検定手数料  
16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）  
なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
  - (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。  
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
  - (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。
  - (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日，合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 問合せ先

本検定についての問合せは，鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099－206－0110内線3014・3018）に行うこと。